

議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

商工振興課 工業労政担当

議案名

議案第91号 指定管理者の指定について(桐生市職業訓練センター)

趣旨・目的

桐生市職業訓練センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき桐生市職業訓練センターの管理を行わせるため、職業訓練法人桐生職業訓練協会を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市職業訓練センター
- 2 指定する団体 桐生市相生町五丁目51番地の10
職業訓練法人桐生職業訓練協会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
(3年間)

背景・経過

桐生市職業訓練センターは、桐生地域における職業能力開発の核として、国へ要望し誘致に至った施設で、独立行政法人雇用・能力開発機構(旧雇用促進事業団)により平成6年度に設置された施設です。

平成22年度末に施設の廃止及び希望する自治体へ建物を譲渡する方針が国から示され、中小企業労働者の能力向上や求職者の能力開発等に必要な施設であるとの観点から、桐生市が無償にて譲渡を受け、平成23年度からは、指定管理者制度を導入して運営してきました。

このたび、職業訓練センターの指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了することから、公募による選考の結果、地域との連携、施設の運営能力、専門性、企画力をもって効率的かつ効果的な事業運営が図られること、指定管理者として市の考え方を理解し、共有して施設管理を担う意識が高いと認められ、平成8年度からセンターの管理運営を行ってきた実績とノウハウを有することから、同法人を引き続き指定管理者として指定しようとするものです。